

中小企業等雇用創出支援事業（実習型雇用支援事業）の概要

1. 趣旨

厳しい雇用失業情勢の中、新規成長・雇用吸収分野等において、非正規離職者など十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対して、実習型雇用及びその後の正規雇用としての雇入れ等について支援を実施し、求職者の円滑な再就職と中小企業等の人材確保を促進するもの。

2. 実施規模

7万人（平成21年度から23年度までの3年間）

3. 実習型雇用の概要

(1) 実習型雇用の内容

原則6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、ハローワーク及び(財)産業雇用安定センターの確認を受けた実習計画書に基づいて、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるもの。

(2) 対象となる求職者

以下のいずれにも該当する者

- ① ハローワークに求職申込みをしている者であること
- ② 希望する職種等に係る分野において、十分な技能・経験を有しない求職者であって、ハローワークにおいてキャリアコンサルティングを行った結果を踏まえ、実習型雇用を経ることが必要であると認められる者であること 等

(3) 対象となる受入事業主

以下のいずれにも該当する事業主

- ① ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主であること
- ② 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主であること 等

4. 対象者の選定、マッチング

実習型雇用に係るマッチング（職業紹介）は、ハローワークが行う。

5. 支援の内容

実習型雇用により受け入れた事業主に対し、「緊急人材育成・就職支援基金」により、以下のとおり助成を行う。

- ① 実習型雇用期間（6か月） ・ ・ ・ 一人あたり月額10万円

- ② 実習型雇用終了後の正規雇入れ . . . 一人あたり 100 万円
- ③ 正規雇入れ後の教育訓練 . . . 一人あたり上限 50 万円

6. 申請書類等の提出先

実習計画書及び助成金支給申請書等の提出は、ハローワーク及び(財)産業雇用安定センターの各都道府県における事務所(7月31日(金)から受付開始)に対して行う。